

公表

入札結果

(単位：円)

工事番号	建第 107 号	工事名	音戸プール解体撤去工事	現場説明	令和 7年 8月28日	予定価格(税抜)	27,438,000
				開札執行	令和 7年 9月11日 15時 49分	最低制限価格(税抜)	24,930,000
		工事場所	呉市音戸町南隠渡 1 丁目地内	落札方式	最低制限価格制度		
				契約方法	一般競争入札(事後審査型)		
商号			入札状況				
			1 回	入札結果			
1	荒岡建設(株)		24,808,000	失格			
2	(有)アタック		24,704,900	失格			
3	稲田産業(有)		24,886,000	失格			
4	(有)石丸土木		24,875,300	失格			
5	(株)一建		24,736,200	失格			
6	イシハラ(株)		24,819,300	失格			
7	大西工務店(株)		24,848,624	失格			
8	(株)大竹山工業所		24,854,986	失格			
9	(株)太野建設		24,848,100	失格			
10	希望建設(有)		24,949,000				
11	(有)桐山組		24,962,818				
12	(株)久保建設		24,858,800	失格			
13	広南開発(株)		24,848,000	失格			
14	(株)三栄商会		24,365,050	失格			
15	新光建設(株)		24,804,000	失格			

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

公表

入札結果

(単位：円)

工事番号	建第 107 号	工事名	音戸プール解体撤去工事	現場説明	令和 7年 8月28日	予定価格(税抜)	27,438,000
				開札執行	令和 7年 9月11日 15時 49分	最低制限価格(税抜)	24,930,000
		工事場所	呉市音戸町南隠渡 1 丁目地内	落札方式	最低制限価格制度		
				契約方法	一般競争入札(事後審査型)		
商号			入札状況				
			1 回	入札結果			
16	新栄建設(株)		24,837,000	失格			
17	真大産業(株)		24,800,385	失格			
18	(株)新興建設		24,899,900	失格			
19	(株)新愛		24,831,000	失格			
20	将建(株)		24,848,115	失格			
21	(株)シンコウ		24,847,853	失格			
22	(有)盛業組		24,847,853	失格			
23	田代土木建設(株)		24,949,000				
24	大法建設(有)		24,943,748				
25	(株)樹建設		24,713,400	失格			
26	(有)土博		24,800,000	失格			
27	(株)寺上組		24,934,300				
28	(有)寺上産業		24,889,600	失格			
29	(有)土井運送総業		24,937,300				
30	(株)東広開発社		24,661,000	失格			

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

公表

入札結果

(単位：円)

工事番号	建第 107 号	工事名	音戸プール解体撤去工事	現場説明	令和 7年 8月28日	予定価格(税抜)	27,438,000
				開札執行	令和 7年 9月11日 15時 49分	最低制限価格(税抜)	24,930,000
		工事場所	呉市音戸町南隠渡 1 丁目地内	落札方式	最低制限価格制度		
				契約方法	一般競争入札(事後審査型)		
商号			入札状況				
			1 回	入札結果			
31	長門大和建設(株)		24,966,600				
32	(有)中能組		24,886,800	失格			
33	(株)ナチュラス		24,754,600	失格			
34	(株)浜本工務店			無効			
35	浜野建設		24,893,600	失格			
36	広伸建設(株)		24,801,000	失格			
37	(有)広圧送		24,850,000	失格			
38	藤美興業(株)		24,924,000	失格			
39	(株)福美建設		24,865,000	失格			
40	(有)堀内興業		24,859,000	失格			
41	(有)松岡組		24,820,000	失格			
42	(有)丸真		24,840,000	失格			
43	水場産業(有)		24,921,000	失格			
44	(有)村尾組		24,845,109	失格			
45	明德建設(有)		24,933,000	落札			

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込みに係る価格である。

